那須烏山市個人情報ファイル簿

作成年月日	令和５年　４月　１日
最終更新年月日	令和　年　　月　　日

実施機関の名称 （法第74条第１項第２号）	市長
担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第２号）	市民課　国保医療グループ

1	個人情報ファイルの名称 （法第74条第１項第１号）	健康管理システムファイル	
2	個人情報ファイル利用目的 （法第74条第１項第３号）	国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者の特定健診およびドックの受診状況管理と受診券発行業務を行うため	
3	記録項目 （法第74条第１項第４号）	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5被保険者証記号番号、6受診状況情報、7健診結果	
4	記録範囲 （法第74条第１項第４号）	那須烏山市で国民健康保険または後期高齢者医療の資格を有し、特定健診あるいはドックの受診対象者	
5	記録情報の収集方法 （法第74条第１項第５号）	本人からの申請、栃木県国民健康保険団体連合会とのファイル連携、住民基本台帳システム、国民健康保険資格システム、後期高齢者医療システム	
6	要配慮個人情報の有無 （法第74条第１項第６号）	■　有　　□　無	
7	記録情報の経常的提供先 （法第74条第１項第７号）	■　有（栃木県国民健康保険団体連合会）　□　無	
8	開示請求等を受理する担当課名及びグループ名 （法第74条第１項第９号）	（名　称）市民課　国保医療グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１	
		（名　称）総務課　行政グループ （所在地）那須烏山市中央１－１－１	
9	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等 （法第74条第１項第10号）	□　有（　　）　■　無	
10	個人情報ファイルの種別	■　電算処理ファイル 法第60条第２項第１号	□　マニュアル処理ファイル 法第60条第２項第２号
		電算処理ファイルに付随するマニュアル処理ファイル ■　有　　□　無 政令第21条第７項	
11	備　考		

・本市では、行政機関等匿名加工情報の提案の募集は行っておりません。
・本市では、条例要配慮個人情報はありません。
・このファイル簿における法とは「個人情報の保護に関する法律」のことです。
・このファイル簿における政令とは「個人情報の保護に関する法律施行令」のことです。